

中間報告「美術館基準（案）」について

2000年6月9日

博物館法検討委員会 作業部会

1. 経緯

経緯、および博物館法検討委員会、博物館法検討小委員会、作業部会の各委員会委員については、別紙「中間報告作成までの経緯」を参照。

2. 「美術館基準」（美術館憲章、美術館倫理綱領）の必要性、検討の理由

20世紀が終わり、博物館法制定50周年でもある歴史的節目を目前とする現在、未だ日本には、美術館の特性に基づいて成立する規範や制度が存在していない。それだけに、美術館は美術館活動の方向性を検討し、次世紀の美術館の理念を創り、責任ある当事者として、自律した基準を考慮すべきである。そして、その基準は、社会、設置主体、美術館、美術館職員相互に共有されるべきものと考えられる。

3. 中間報告および「美術館基準」の性格

今回、提示されたものは中間報告であり、今後、様々な場で具体的な議論が期待される。それらの議論が集約されて、1、2年内に、最終的な基準が形成されるべきである。この最終的基準は、美術館職員のみならず、広く社会的に認知されるものにしていかなければならない。

また、「美術館基準」成立後に、それに基づいた美術館と美術館職員の評価、認定、登録などの制度が、全国美術館会議によってつくられる必要についても検討すべきである。

4. 「美術館基準（案）」の作成方針

中間報告「美術館基準（案）」は、「憲章」や「倫理綱領」、あるいは「学芸員規定」などより広範な内容を記述している。つまり、有効な基準は、美術館の理念を明らかにすると同時に、理念と具体的な運営との関係を合理的に説明するものでなければならない。このため、中間報告では、美術館を構成する全ての要件と全体像を明確なものとするために、各要件の概念を規定し、条文形式をとっている。あえて、現状の問題に対する手段をつなぐだけの対処的方法は目指していない。

「美術館基準（案）」の構成は以下の4つに分けられる。

a. 美術館の理念

1. 美術館の定義、2. 美術館の公共性、3. 美術館の倫理、4. 運営の理念と意志決定

b. 美術館の組織、運営、活動業務

5. 運営の指針、6. 美術館の協力、7. 美術館の活動業務

c. 美術館職員

8. 美術館職員（専門性、要件、倫理、性格、養成、名称）

d. その他

前文、9. 補則

なお、条文ごとに完結性を持たせたため、全体として、表現及び記述に重複する箇所があり、用語の統一や文章の吟味については、完全にはほど遠い。また、補則の一部は、中間報告

としてのメモランダム的な性格のものであることも、ここに併せて記しておく。

5.用語についての若干の補足

公衆

社会を構成し、文化を享受し創造する人間。個人を基本とした集合を意味する場合もある。「市民」は行政単位の住民と混同されるおそれがある。

生の豊かさ

日本国憲法第25条において、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」と規定されるものの実質を、より肯定的積極的に意味している。

公共性、公共財

特定の個人ではなく、広く社会一般に関係し、その便益を多くの個人が同時に享受できる価値やサービス。個々の行為、法人、機関などの事業、活動について、公益性を一元的に定義することは難しい。しかし、文化や美術において、特に文化財については、その所有権を越えた人類全てに関わる価値を想定することが可能である。また、社会や文化の構成部分として、全ての個人や美術館が応分に持つ責任も規定できる。以上から、私立と公立の違いを越えた公共性を提起でき、また、公的支援の関係からは、「不特定の個人への公開」が最小限の条件として定義できる。

蓄積

文化資源の蓄積。様々な形態の作品、資料、情報の収蔵保存、知識などの蓄積も含み、また、文化財保護法に指定された「文化財」という限界をも越えるために使用した。「集積」よりは、能動的に収集されて整理されたもので、蓄積された事物の集合と、蓄積を作る作業の両方を示す。

6.参考文献

- ・日本国憲法（憲法前文、憲法公布記念式典の勅語を含む）
- ・博物館法、「博物館法の提案理由とその概略について」、博物館法施行令
- ・国際博物館会議（ICOM）定款、ICOM職業倫理規定
- ・ユネスコ「博物館をあらゆる人に解放する最も有効な方法に関する勧告」
- ・イギリス博物館・美術館委員会（MGC）博物館登録基準
- ・イギリス博物館協会・アメリカ博物館協会などの博物館倫理規定
- ・日本図書館協会「図書館の自由に関する宣言」、「図書館員の倫理綱領」、「図書館ハンドブック第5版」
- ・新田秀樹 「アメリカ博物館協会（AAM）による『博物館専門職員訓練プログラムの最低基準』と『博物館職の推奨資格要件』」 『宮城県美術館研究紀要第1号』 1986年
- ・その他、各種報告書など